

企業と地域の継続的関係構築に向けた仕組みづくり等業務 公募型プロポーザル募集要項

1 募集趣旨

京都市ではこれまで、住民一人ひとりが子育て支援や高齢者の見守り、防災、祭り、伝統文化の継承などに、立場や肩書きを超えて地域の一員として関わり、高い自治意識と京都の「まち柄」を育んできた。

一方で、人口減少・少子高齢化、単身世帯の増加、暮らし方や働き方の変化により、地域のつながりの希薄化や担い手不足が進み、地域を支える機能の低下が懸念されている。

こうした中、誰もが安心して自分らしく参加できる地域社会を未来につなぐには、住まいだけでなく職場や学校なども含め、幅広い世代・多様な主体が関われる「ゆるやかでひらかれたつながり」を広げていくことが重要である。

しかし、地域活動に関心があっても、参加のきっかけや接点がなく継続参加に至らない層は少なくない。特に就業者など、日中を居住地外で過ごす人は時間的制約もあり、関わり方が見えにくい。市内には多くの企業が立地し、多くの人が勤務先地域で日中を過ごしているにもかかわらず、地域との接点は十分とはいえない。

そこで本業務では、企業と地域との自発的かつ継続的な連携の形成に向け、企業が地域活動に関わる「きっかけ」づくりや、企業及び地域双方の意向・価値を相互に翻訳・調整するなど、継続的な関係形成につながる実践的な仕組みの構築を目指す。

なお、業務の実施にあたっては、価格だけでなく実績や専門性、技術力、企画力、創造性等を総合的に評価し、最適な事業者と契約する必要があるため、公募型プロポーザル方式により契約の相手方となる受託候補者を選定する。

2 業務の概要

(1) 業務内容

別紙「業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(2) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(3) 提案上限金額

4,590,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む（必要となる消耗品の調達等も含むものとし、追加経費の請求は不可とする）。

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

3 参加資格要件等

(1) 参加資格要件

次のア又はイのいずれかに該当する法人とする。

ア 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録され、かつ、次の（ア）から（キ）に掲げる条件を満たす者であること。

（ア） 参加申込日から契約の締結の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

（イ） 本業務の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本業務に参加する者であること。

（ウ） 本業務を実施するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。

（エ） 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の候補者や政党などを推薦し支持し又は反対する目的の団体でないこと。

（オ） 企業活動に精通し、企業と地域の連携推進に向けた仕組みの構築に関する実績またはノウハウがある者

（カ） 代表者、役員、又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

（キ） 法人又は代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発され、又は逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

イ 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者については、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項の各号に掲げる資格を有する者であり、かつ、前号（イ）から（キ）に掲げる条件を満たす者であること。

【参考】京都市競争入札等取扱要綱（一部抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること

(3) 次に掲げるものを滞納していないこと。

ア 所得税又は法人税

イ 消費税

ウ 本市の市民税及び固定資産税

エ 本市の水道料金及び下水道使用料

(4) (略)

(5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。

(6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(2) 申込事業者の構成等

ア 複数の法人による共同提案も可能とする。この場合、共同提案を行うすべての法人が、「3(1)参加資格要件」を満たしていることを必要とする。

※ 共同提案を行う場合は、あらかじめ代表法人を定め、当該代表法人が本市との連絡調整、申込手続及び契約締結等の一切の手続を行うこと。

※ 共同提案を構成する法人は、単独又は他の共同提案の構成員として重複して応募することはできない。

※ 資本関係又は人的関係があると認められる法人同士が、それぞれ別提案を行うことはできない。

イ 受託事業者は、本業務全体について統括責任を負うものとし、共同提案の場合においては、本市との調整窓口及び責任体制を明確にすること。

ウ 特別目的会社（SPC）その他新たな法人の設立や共同企業体を組成するなどにより本業務を履行しようとする場合も、すべての法人が、「3(1)参加資格要件」を満たしていることを必要であるとともに、組成に当たっては、事前に本市と協議を行うこと。なお、本市は、業務遂行能力、責任体制及び緊急時対応等の観点から、必要に応じ追加資料の提出を求めることがあることに留意すること。

4 申込等手続き

(1) 申込方法

ア 提出書類

詳細は「提出書類一覧（別紙1）」のとおり。

イ 提出期間

令和8年6月23日（火）～令和8年7月23日（木）午後5時まで（必着）

※ 提出期限を過ぎた場合は、いかなる理由であっても受け付けない。

ウ 提出方法

(ア) 電子メールでの提出

提出書類ごとにデータを分け、電子メールにて提出すること。

なお、メールの件名は「プロポーザル提出書類【企業×地域】（法人名）」とし、各データの名称は「書類番号（法人名）」とすること。

【提出先メールアドレス】 chiikiproject@city.kyoto.lg.jp

※ 電子メール送信の際、データ容量が計8MBを超える場合には、クラウドや大容量ファイル転送サービス（Google ドライブ、firestorage 等）を使用し、送信すること。

※ データ受信後に受付確認のメールを本市より送信するため、送信翌日（閉庁日を除く）までに本市からのメールが確認できない場合は問合せを行うこと。

(イ) 紙資料の提出

本市の競争入札参加有資格者でない者は、書類番号A-6～A-8を持参にて提出すること。

(2) 提出書類の取扱い

- ア 提出書類は、理由のいかんにかかわらず、返却しない。また、提出書類は、受託候補者の選定の作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- イ 申込書類に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は申込事業者が負うものとする。
- ウ 京都市情報公開条例の規定に基づき、開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とします。この際、京都市情報公開条例第13条の規定に基づき申込事業者へ意見照会する場合があります。ただし、審査期間中は同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。
- エ 提出書類については、明らかな誤字脱字等により本市が特に必要と認めた場合以外は、提出期間内であっても、変更、差替え及び再提出は認めない。

(3) 費用の負担

申込みに関する一切の費用(提案書及びその他の書類(以下「提案書等」という。))の作成及び提出等の本業務の申込・審査に要する費用)は、全て申込事業者の負担とする。

(4) 質問の受付及び回答

仕様書等に関する質問がある場合は、次のとおり受け付ける。

※ 評価基準に関する質問事項や受付期限経過後の質問事項には回答しない。

ア 質問者の資格

本要項中「3(1) 参加資格要件」と同じ

イ 質問の方法

電子メール本文に質問事項を簡潔に記したうえで送信し、必ず電話で受信確認を行うこと。

※ 電子メールの件名は、「質疑【企業×地域】(法人名)」とすること。

※ 上記以外の方法(電話等)及び申込状況や審査に関する問合せには一切回答しない。

※ 送信先、連絡先は「9 受付・問い合わせ先」を参照

ウ 質疑の受付期間

令和8年6月23日(火)～令和8年7月6日(月)午後5時まで(必着)

エ 回答予定日及び方法

令和8年7月13日(月)

※ 質問及び回答については、質問者名を伏せたうえで質問回答書を京都市情報館の入札・公募型プロポーザル情報内の文化市民局ページ上に掲載する。ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、その旨を京都市情報館に掲載する。なお、回答は本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとする。

(参考) 各提出期間

内 容	日 時
質問	令和8年6月23日(火)～7月6日(月)午後5時まで(必着)
提案書等	令和8年6月23日(火)～7月23日(木)午後5時まで(必着)

5 選定に関する事項

(1) 審査項目及び審査方法

公募型プロポーザル方式(総合評価方式)により、受託候補者を選定する。

ア 事務局による審査

事務局により、「3 参加資格要件等」に記載の申込資格を満たしているか、必要事項が記入できているかどうか審査を行う。以下の申込事業者は失格とする。

- (ア) 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの
- (イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に適合しないもの
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が提出又は記載されていないもの
- (エ) 見積書の金額が「2(3) 提案上限金額」を超えるもの

イ 審査委員会による審査

- (ア) 受託候補者の選定のために組織する審査委員会(文化市民局地域自治推進室長、地域プロジェクト推進課長、地域自治推進課長の3名で構成)が「審査項目及び審査基準(別紙2)」に基づき、申込事業者から提出された書類を踏まえ評価する。なお、各審査委員の評価の平均点(小数第2位を四捨五入)を申込事業者の評価点とする。また、審査はいずれも非公開とする。
- (イ) 「審査項目及び審査基準(別紙2)」における審査項目1～9については、原則、5段階(1～5点)で評価を行う。不相当と認められる場合は0点とする。
- (ウ) (イ)で評価した各審査項目の評価点に重要度に応じて設定した係数(1～3)を乗じて、各項目の得点を算出する。
- (エ) 各審査委員の評価の平均点を申込事業者の最終評価点とし、順位付けを行う。
- (オ) 最終評価点が満点(100点)の6割(60点)未満、又は審査項目1～9の合計得点が6割(54点)未満である場合は、失格とする。
- (カ) 提出書類の内容が不相当と判断した場合、又はいずれかの審査項目において委員の過半数が不相当(0点)と判断した場合は失格とする。
- (キ) 申込事業者が1者のみであった場合、又は提案書等の提出期限までに辞退等により申込事業者が1者のみとなった場合においても、各評価項目の基準に基づき審査を実施する。
- (ク) 最高得点が複数の場合は、見積金額が最も低い事業者を選定する。

(2) 審査結果の通知

ア 審査結果については、令和8年8月上旬に全ての申込事業者に対し、電子メールで通知する。

イ 受託候補者に選定された者以外の者は、この理由について通知日の翌日から起算して5日以内（土・日曜、祝日を除く。）に書面をもって、本市に説明を求めることができる。

(3) 審査結果の公表

審査結果の概要（受託候補者名と評価点及び、申込事業者の各評価点等）について京都市情報館に掲載する。

(4) その他

- ・ 審査結果等に関する不当な要求は受け付けない。
- ・ 評価に関わる者に、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合は失格とする。

6 契約に関する事項

(1) 契約手続

仕様書及び委託契約書（案）に基づき、受託候補者と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、受託候補者と業務委託契約を締結する。ただし、受託候補者と締結する契約においては、次の事項を基本とする。なお、仕様書は、本市と受託候補者との協議のうえ若干の修正を行う場合がある。

また、選定された受託候補者が契約の締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合又はその他の理由により受託候補者との契約が締結できない場合は、次点者を受託候補者とする。

ア 契約金額

見積書に記載された金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）をもって契約金額とする。

イ その他

次に掲げる事態が生じたときは、受託候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に契約締結交渉を行い、契約相手方を決定する。

- (ア) 選定された受託候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合
- (イ) 受託候補者が提案書を提出した日から契約締結日までの間に、競争入札参加停止の処分を受けた場合
- (ウ) 選定された受託候補者の提案で失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合
- (エ) その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合

(2) 契約締結後における受託候補者の地位の取り扱い

ア 受託候補者の決定の取消

契約の締結までの間に、申込内容等に虚偽の内容が発覚するほか、不正行為がある場合など、受託候補者として不適当と認められる事情が生じたときは、受託候補者の決定を取り消す場合がある。この場合、本市に対する損害賠償の請求その他一切の請求は認めない。この場合、次点者を受託候補者とする。

イ 受託候補者の決定後の辞退

受託候補者の決定後に辞退したときは、当該受託候補者へ損害賠償請求を行うことがある。この場合、次点者を受託候補者とする。

7 その他

- (1) 本要項について疑義が生じた場合は、本市の解釈によるものとする。
- (2) プロポーザルに関して用いる言語は日本語、金銭の支払いに用いる通貨は円とする。
- (3) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等がある時で、本市の承諾を得た場合を除き認めない。
- (4) 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求めることがある。また、必要に応じて提案内容に対して本市から書面・電話等で質問することがある。
- (5) 本業務の開始から終了までの間、業務実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。
- (6) 本業務の中止、委託業務内容の変更又は履行期間の変更を行う場合がある。

8 スケジュール

内 容	日 時
質問受付締切	令和8年7月6日(月) (午後5時)
質問事項への回答	令和8年7月13日(月)
提案書等受付締切	令和8年7月23日(木) (午後5時)
受託候補者決定通知送付	令和8年8月上旬(予定)
契約締結	令和8年8月中旬以降

9 受付・問い合わせ先

京都市文化市民局地域自治推進室(担当: 矢崎、帯田)

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎地下1階

TEL: 075-222-3049 E-mail: chiikiproject@city.kyoto.lg.jp